

諏訪地域 森林経営管理制度推進協議会 設置要綱

(目的)

第1 森林環境譲与税を効率的に活用して、森林経営管理制度による森林整備に着手するため、諏訪地域 森林経営管理制度推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2 推進協議会は、別表の機関で構成する。

(連携事項)

第3 この推進協議会で連携する事項は次のとおりとする。

- (1) 各市町村において、森林経営管理制度に係る事務処理のため、担当職員の共同研修に関すること。
- (2) 次の事項に係るモデル事業の実施に関すること。
 - ア 森林所有者情報の精査
 - イ 意向調査の実施
 - ウ 境界の明確化
 - エ 経営管理権集積計画（案）の作成

(費用負担)

第4 この協議会における費用負担は次のとおりとする。

- (1) 職員に係る人件費、旅費及び物件費については、職員を任用する機関の負担とする。
- (2) モデル事業の実施に係る諸経費は、当該事業を実施する市町村の負担とする。
- (3) 講師等に係る諸経費は、県補助金及び市町村負担金により支出する。

(事務局)

第5 事務局については、市町村が持ち回りで担当することとし、当該年度にモデル事業を実施する市町村から選任する。

なお、推進協議会の庶務は、諏訪地域振興局林務課において処理する。

(補足)

第6 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、推進協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

機 関 名
岡谷市
諏訪市
茅野市
下諏訪町
富士見町
原村
諏訪地域振興局